

砥部町農業委員会総会

平成 30 年 7 月議事録

平成 30 年 7 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 30 年 7 月 農業委員会総会
2 開始日時	平成 30 年 7 月 5 日 (木) 16 時 00 分～16 時 47 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰 (会長)、松尾利勝 (会長代理)、森 正博 田中 弘、石田慎一、土居文男、古田俊正、村上 茂 三木恭子、二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、西岡弘安 中村恒典、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	矢野征司
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 均 (事務局長)、矢野 透 (局長補佐兼農地係長) 松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

平成 30 年 7 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 36 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	1 件
日程第 3	議案第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	1 件
日程第 4	議案第 38 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	1 件
日程第 5	議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項農地転用許可後の転用事業計画変更及び農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	2 件
日程第 6	議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	1 件
日程第 7	議案第 41 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について	1 件
日程第 8	議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について	1 件
日程第 9	議案第 43 号 平成 29 年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動計画について	1 件

・閉会

平成 30 年 7 月 砥部町農業委員会総会

平成 30 年 7 月 5 日 (木)

16 時 00 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白潟会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により矢野委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。 出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白潟会長にお願いします。
議 長	それでは 7 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、9 番 長岡委員さん 10 番 久保委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 36 号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置に伴う事業申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 36 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請があり、農地法施行規則第 29 条第 16 号の規定により確認

	<p>したので報告する。</p> <p>議案書の1頁をご覧ください。地図は、資料の地図1をご覧ください。</p> <p>賃借権の設定で、貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇さんです。農地の所在は〇〇番、地目 畑、面積38㎡のうち12㎡です。転用目的は、携帯電話無線局の新設で、当該区域の電波状況が悪いために、品質改善とエリア拡大を図るものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法施行規則第29条第16号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第3 議案第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。地図は、資料の地図2をご覧ください。</p> <p>申請人は〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 田、面積1,054㎡のうち152㎡で、農業用資材置場への転用です。</p> <p>現在、〇〇さんは農業用資材一式を自宅敷地で保管しておりますが、この自宅敷地が細長い通路を通った奥側にあり、資材や農産物の搬入・搬出に支障があります。今回、建売分譲住宅の建築計画の変更に伴い、自己所有農地を農業用資材置場へ転用するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法施行規則第29条第1号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第4 議案第38号 農地法第3条の規定に基づく町許可申請について、1件を議案といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第38号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求める。</p> <p>議案書の3頁をご覧ください。地図は、資料の地図3をご覧ください。</p> <p>所有権移転の案件です。渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地</p>

	<p>〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積 163 m²です。</p> <p>申請の経緯については、〇〇さんは高齢で農地の管理が難しいため、申請地と自宅が隣接している〇〇さんと話がまとまったものです。参考までに、売買金額は〇〇円です。</p> <p>作付予定作物は季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人・妻が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が 300 日、妻が 150 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議 長	<p>日程第 5 議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項農地転用許可後の転用事業計画変更及び農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、2 件を議題といたします。</p> <p>この 2 件は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項農地転用許可後の転用事業計画変

	<p>更及び農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の4頁をご覧ください。地図は、資料の地図2をご覧ください。</p> <p>この議案は、転用許可が出た後に、事業計画の変更を行うための愛媛県知事承認と変更で追加された農地の転用申請を行うものです。</p> <p>まず、事業計画変更ですが、変更申請者は〇〇番地 有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>当初の申請内容は、〇〇番〇と〇〇番と〇〇番、地目 田、合計面積1,488㎡に建売分譲住宅を建築するもので、木造2階建の建売住宅を5戸分、建売住宅1戸分の建築面積が約60㎡~70㎡で、敷地面積は1個当たり約220㎡~250㎡、5戸分合計で建売住宅用地部分の総面積が1,157㎡、道路用地等として331㎡の計画です。</p> <p>この申請は、平成29年9月15日付けで、愛媛県より許可を受けています。</p> <p>本日配布しました、「資料1」を併せてご覧ください。今回の変更は、5区画の南側隣接地を新たに7区画の建売分譲住宅として転用し、併せて12区画として一体利用するものです。</p> <p>追加される農地については、渡人が〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 田、面積1,054㎡のうち902㎡と、〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 田、面積1,124㎡で、合計面積2,026㎡です。前回許可分の5区画 1,488㎡と7区画 2,026㎡を併せて、総面積3,514㎡です。</p> <p>新たに建築する7区画については、木造2階建の建売住宅を7戸分、建売住宅1戸分の建築面積が約60㎡~70㎡で、敷地面積は1戸当たり約220㎡~290㎡、7戸分合計で建売住宅用地部分の総面積が約1,700㎡、道路用地等として約326㎡の計画です。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地で、町道に近接する住宅街にある農地であり、近隣は宅地化が著しい環境にあるなど転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>

担当委員	事務局説明のとおりで間違いございません。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑なし
議 長	質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認
議 長	日程第6 議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。 議案書の5頁をご覧ください。地図は、資料の地図4をご覧ください。貸天日乾燥場への転用案件です。 申請内容については、渡人が3人の共有名義で、〇〇番地 〇〇さん、〇〇番地 〇〇さん、〇〇番地 〇〇さんで、それぞれ持ち分が3分の1です。受人が〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積102㎡と、〇〇番、地目 畑、面積207㎡で、合計面積309㎡です。 申請の経緯については、有限会社〇〇は、展示室・作業場・乾燥場はありますが、現在、作業場が手狭となり乾燥場スペースが少なく日常的に不便となっています。乾燥場を別に設けることで作業場を広く使うことができ、作業効率が上がることから、今回、申請地を譲ってもらうこととなったものです。焼き物の天日乾燥場として、有限会社〇〇へ賃貸するものです。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われまふ。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ

	<p>します。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>これは借りるのですか？</p>
事 務 局	<p>〇〇さんが買って、有限会社〇〇へ貸します。</p>
〇〇委員	<p>貸借の期間はいつまでですか？</p>
事 務 局	<p>5年間になっています。異議がない場合は、同条件で更新されます。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。 質疑なし 質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認</p>
議 長	<p>日程第7 議案第41号 農地法第6条第1項の規定による届出について、1件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第41号 農地法第6条第1項の規定による事業の状況等に基づく届出があり、農地法施行規則第58条の規定により受理したので報告する。 議案書の6頁をご覧ください。 農地所有適格法人の要件を満たしているか、確認する案件です。 農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項の規定により、農事組合法人・株式会社又は持分会社で、次の4つの要件すべてを満たすものとされています。 1つ目が、主たる事業が農業であること。2つ目が、株式会社の場合は、株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占めること。3つ目が、常時従事する構成員が理事等の数の過半を占めること。4つ目が、法人の理事等又は使用人のうち、1人以上の者が農作業に従事す</p>

	<p>ると認められることです。</p> <p>それでは、本日配布しました、「資料2」をご覧ください。</p> <p>まず「1 法人の概要」ですが、〇〇番地 株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんは、経営面積として田が約 1.2ha、畑が約 3.8ha、生産する農畜産物は「柑橘・水稲」、関連事業等の内容は「乾タケノコ生産」で、売上高は、平成 29 年度が約〇〇円で、今年度は〇〇円を見込んでいます。4つの要件のうち、1つ目の主たる事業が農業である要件を満たしています。</p> <p>次の頁をご覧ください。(株) 〇〇は、構成員が〇〇さんのみで、臨時雇用の方がいらっしゃるようですが、農業関係者の議決権の割合が100%となっていますので、2つ目の議決権の過半を占める要件を満たしています。</p> <p>次の頁をご覧ください。(株) 〇〇は、役員が〇〇さんのみで常時農業に従事していますので、3つ目の理事等の過半を占める要件と、4つ目の常時従事する要件を満たしています。以上、(株) 〇〇は、農地所有適格法人の要件すべてを満たしています。</p> <p>補足ですが、農地法第 6 条第 1 項及び農地法施行規則第 58 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することとされています。また、農地法第 6 条第 2 項の規定により、提出があった報告書に基づき、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあるときは、農業委員会は、その法人に対し勧告することができるとされています。</p> <p>農地所有適格法人が農地所有適格法人の形態を有しているかどうかを審査するもので、事業内容を審査するわけではありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第 6 条第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 8 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、1 件を議題とします。</p> <p>この議題は〇〇委員さん、ご自身の案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与が制限されますので、同委員には退席していただきます。</p>

	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の 7 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 5 をご覧ください。</p> <p>賃借権の設定です。貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さんです。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 419 m²のうち 84 m²です。作付予定作物はキャベツで、賃借料は年間〇〇円です。</p> <p>期間は、平成 30 年 7 月公告日から平成 35 年 6 月 30 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより内容説明をお願いします。
担当委員	事務局のご説明のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇委員	なぜ全筆ではなくて、一部だけなのですか。
担当委員	申請以外の部分は、貸人の〇〇さんが自家野菜を栽培されています。ゆくゆくは全筆、借人の〇〇さんが耕作するようになるのではないかと思います。
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議長	議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除します。

	(〇〇委員 着席)
議 長	<p>日程第9 議案第43号 「平成29年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局より内容説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第43号 平成29年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度農業委員会目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>この案件は、農業委員会として昨年度立案しました、平成29年度の目標と活動計画の点検・評価(案)と、平成30年度の目標と活動計画(案)を作成しましたので、ホームページで公開する前に、農業委員の皆さんにお諮りして承認を頂くものです。</p> <p>それでは、本日配布しました、「資料3」をご覧ください。</p> <p>まず、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)をご覧ください。</p> <p>農業委員会の状況については、「1 農業の概要」で、耕地面積等の各面積、2015年農林業センサス結果による農家数、就業者数、認定農業者数を記載しています。</p> <p>「2 農業委員会の現在の体制」は、旧制度、現在の委員さんの人数等を記載しています。</p> <p>2頁をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化については、「1 現状及び課題」で、管内の農地面積は844haです。この数値は、耕地及び作付面積統計の数値で、農地台帳面積とは異なっています。これまでの集積面積は、担い手の方、認定農業者や認定農業者の基準を満たす方が所有又は貸借されている面積で237ha、集積率が28%です。「2 平成29年度の目標及び実績」が目標207haで実績が237ha、29年度中の新規実績が7.9ha、達成状況が114%です。「4 目標及び活動に対する評価」については、認定農業者等の高齢化など課題はあるが、目標集積面積に達することができました。</p> <p>3頁をご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、「2 平成29年度の目標及び実績」で、新規参入者が2経営体、面積が1.8haの実績となっています。「4 目標及び活動に対する評</p>

	<p>価」については、目標は達成しておりますので、目標値は妥当かと思われます。活動に対する評価として、さらなる新規参入者の確保に努めたいと考えています。</p> <p>4 頁をご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価については、「1 現状及び課題」で、管内の農地面積（A）は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積を足したものとなります。耕地面積 844ha と遊休農地面積 37ha を加算した 881ha となり、遊休農地率は 4.2%となります。「3 2 の目標の達成に向けた活動」については、秋に実施しました農地利用状況調査と耕作放棄地実態調査の実績を記入しています。</p> <p>5 頁をご覧ください。違反転用への適正な対応については、年度末時点で事務局が把握している違反転用面積は 0ha でしたが、年度中に違反転用が発見されたため、「2 平成 29 年度実績」で 0.8ha としています。今後も、農地パトロールを行って、違反転用の確認と是正に努めます。</p> <p>6 頁から 7 頁については、農業委員会事務が適正に行われているかどうかの点検事項で、6 頁では農地法第 3 条に基づく事務や農地転用の県知事許可分に関する事務点検、7 頁では農地所有適格法人からの報告（〇〇組合と株式会社〇〇の 2 件）、「4 情報の提供等」では、賃借料情報の提供、農地の権利移動、農地台帳の整備に関する項目で、毎年ホームページで公開をしています。</p> <p>8 頁をご覧ください。事務の実施状況の公表等については、総会の議事録の公表や活動計画の点検・評価の公表を、ホームページで公開しています。</p> <p>続きまして、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ですが、29 年度の結果を踏まえて、2 頁以降、担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応について、個別目標を定めて活動する予定です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。</p>

	<p>異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認</p>
議 長	<p>閉 会 それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、7月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 16時47分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____